



早期発見のために 住宅用火災警報器を

「逃げ遅れ」により多くの方が亡くなっています。



設置義務化の時期は

平成 18 年 6 月 1 日から

既存住宅は、平成 23 年 6 月 1 日から

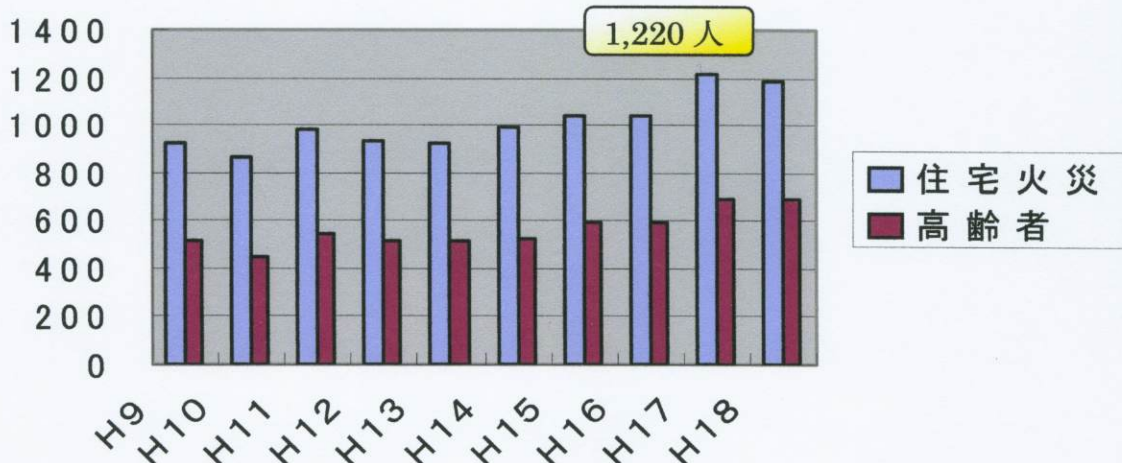
(早めの設置を御願います。)

消防法・峡南広域行政組合火災予防条例の改正に伴い、一般住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

新築住宅では義務化された住宅用火災警報器の設置

近年、住宅火災による死者数が増えています。平成 15 年から 18 年まで 4 年連続して 1,000 人以上の方が住宅火災で亡くなっています。平成 17 年は、データのある昭和 54 年以降で最多の 1,220 人にも上り、平成 18 年中もそれに次ぐ 1,187 人の死者数を記録しました。火災の発生を早期発見し、避難することで、住宅火災での死者を軽減することができます。特に今後の高齢化社会での死者数増加が危惧されます。

住宅火災死者数



設置の効果

アメリカやイギリスでは、既に住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、死者数の低減が認められています。

設置の対象となる一般住宅とは

- ① 戸建住宅・共同住宅
- ② 併用住宅(店舗併用、事務所併用など)の住宅部分
- ③ 建物(規模・用途は問わない)の一部を住宅として使用している場合の住宅部分

寝室には煙式の住宅用火災警報器を取り付けます

住宅用火災警報器は大きく分けて、煙を感知して火災の発生を警報音または音声で知らせる「煙式」と、熱を感知して火災の発生を警報音または音声で知らせる「熱式」の2種類があります。煙や熱のほかにも、ガス漏れなども感知する「複合型警報器」もあります。耳の不自由な方は、光を発する機器などを取り付けることにより、音以外の方法で火災を知ることにも可能です

火災警報器には、壁にかけるタイプと天井に設置するタイプがあります。

電源には、電池タイプと家庭用電源タイプがあるので、住宅の環境により、適切な住宅用火災警報器を選びましょう。



天井に設置するタイプ



壁にかけるタイプ

正しい設置位置で効果が発揮されます

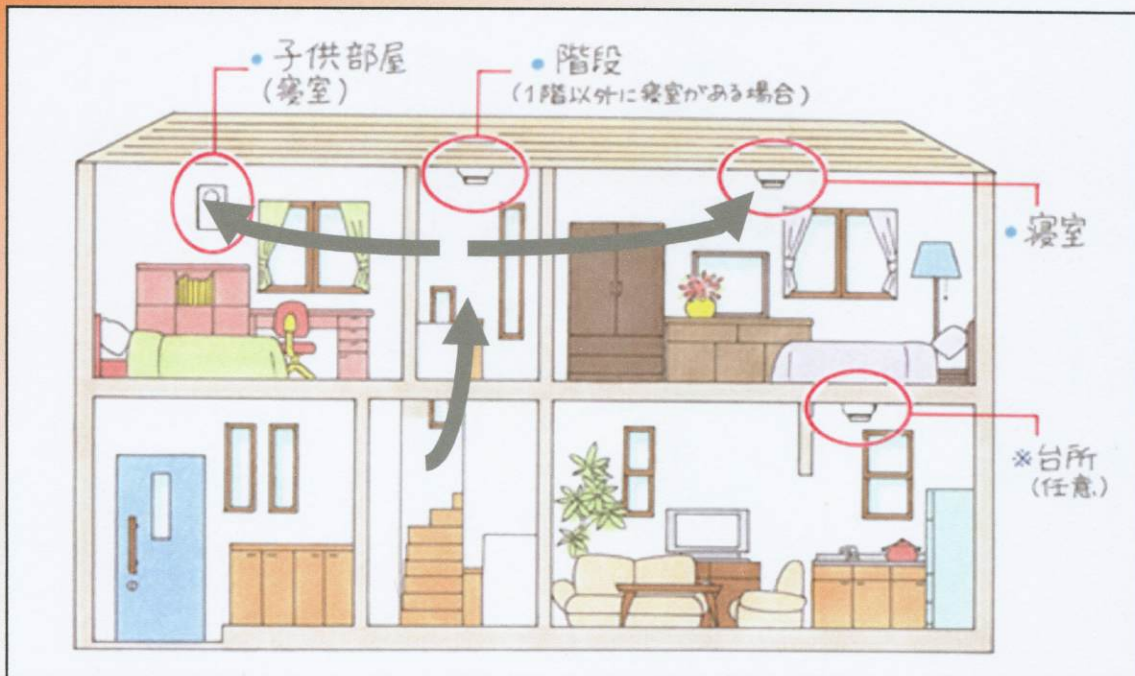
住宅用火災警報器の取り付けは、住宅の関係者(所有者、管理者または占有者)が行います。

設置のために特別な資格は必要なく、だれでも取り付けることができます。持ち家の場合はその所有者が、賃貸のアパートやマンションなどの場合は、オーナーと借受人が相談して設置しましょう。

住宅用火災警報器は、住宅火災の現状、住宅用火災警報器の設置効果などから、ふだん就寝に使う部屋(寝室)に設置することになっています。就寝に使用される子ども部屋も含まれます。

就寝に使用する部屋が2階以上にある場合には、その階の階段にも設置しなければなりません。

住宅用火災警報器の設置場所



火災の煙は、上に昇って天井に広がります。壁際には空気がたまって煙は届きません。煙が地面に下りてくるまでには、時間がかかります。このような煙の性質を理解し、正しい位置に住宅用火災報知器を設置することが大切です。

住宅用火災警報器の設置例

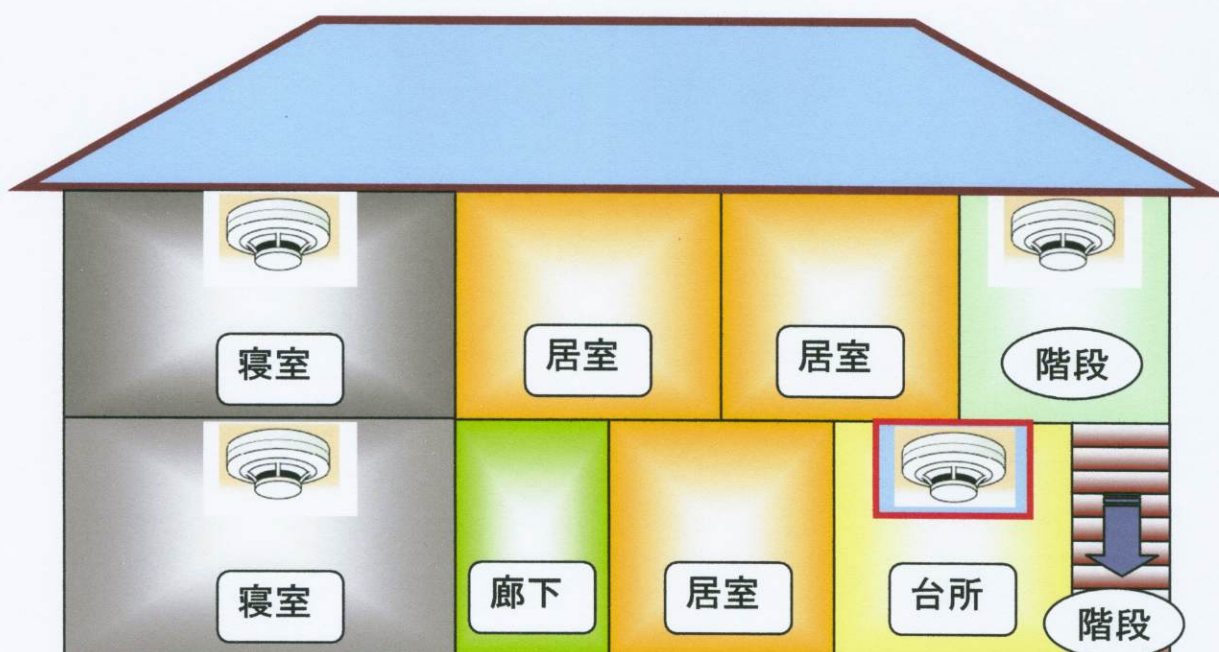


台所は、義務ではありませんが設置に務めてください。(煙又は熱感知器式のもの)

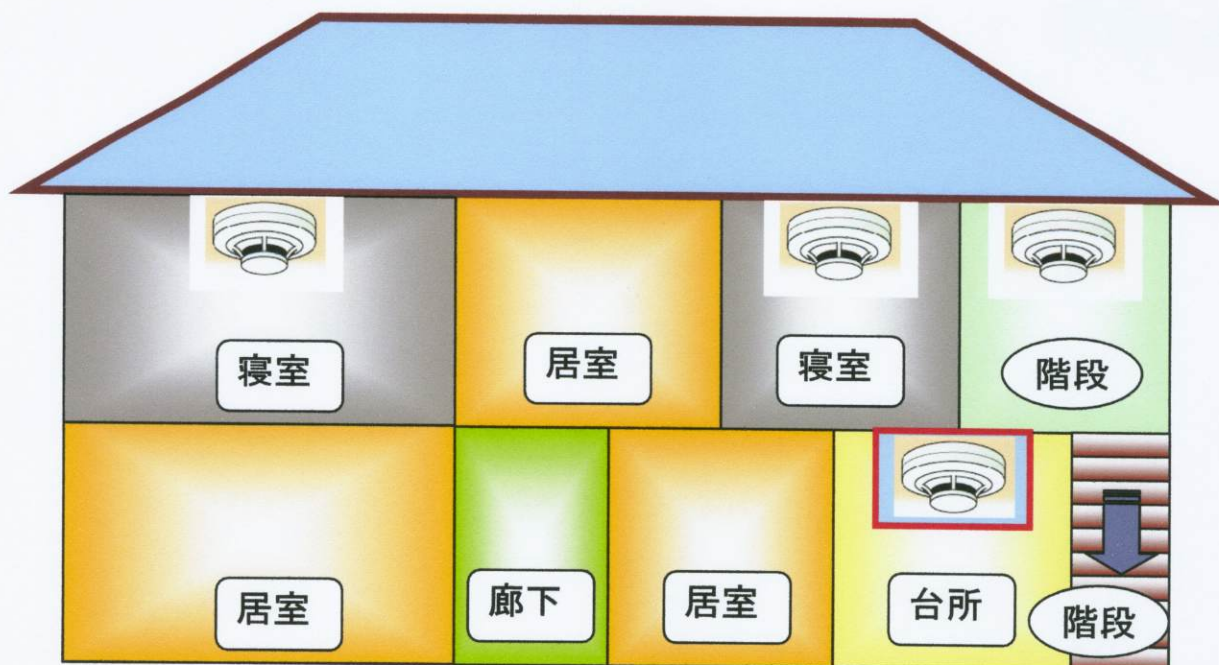
① 1階建て設置例(1階が寝室)



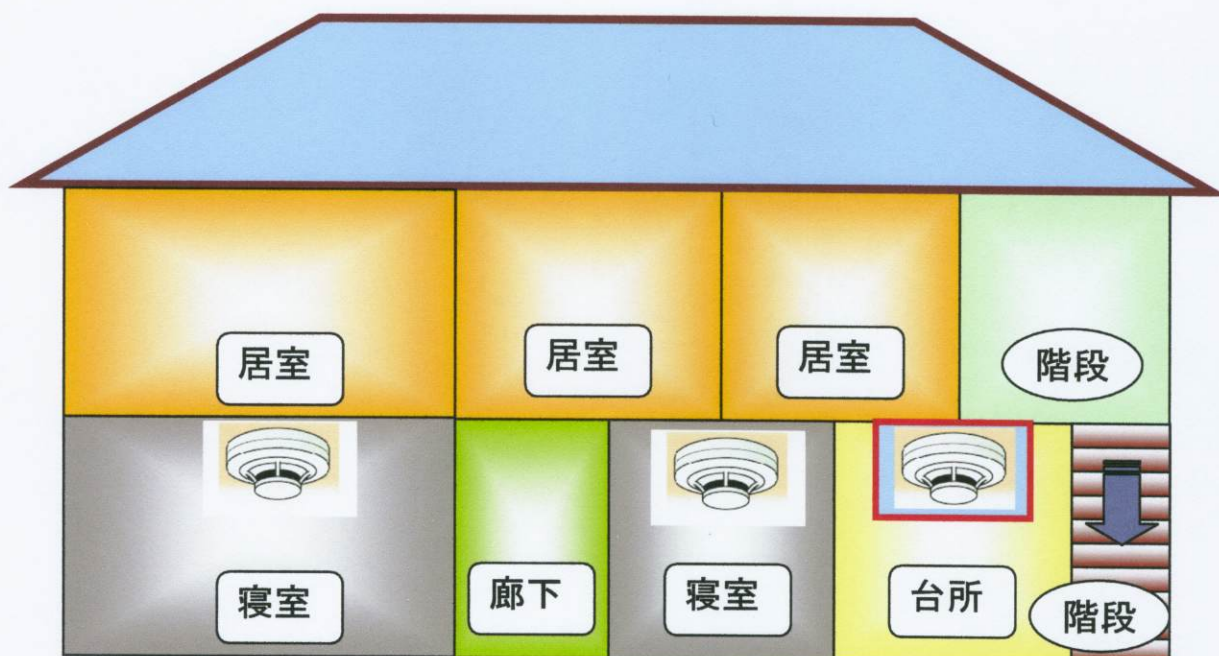
② 2階建て設置例(1階、2階が寝室)



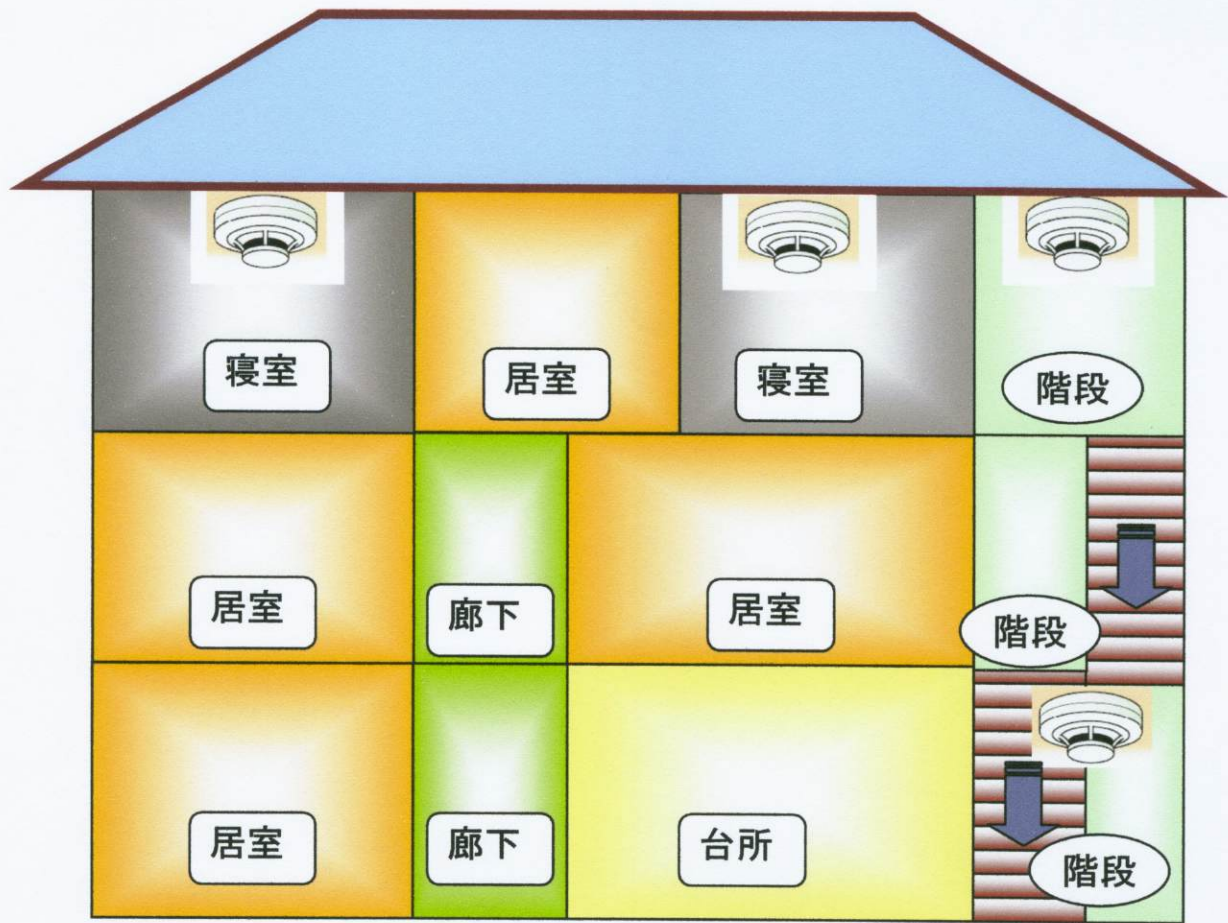
③ 2階建て設置例(2階が寝室)



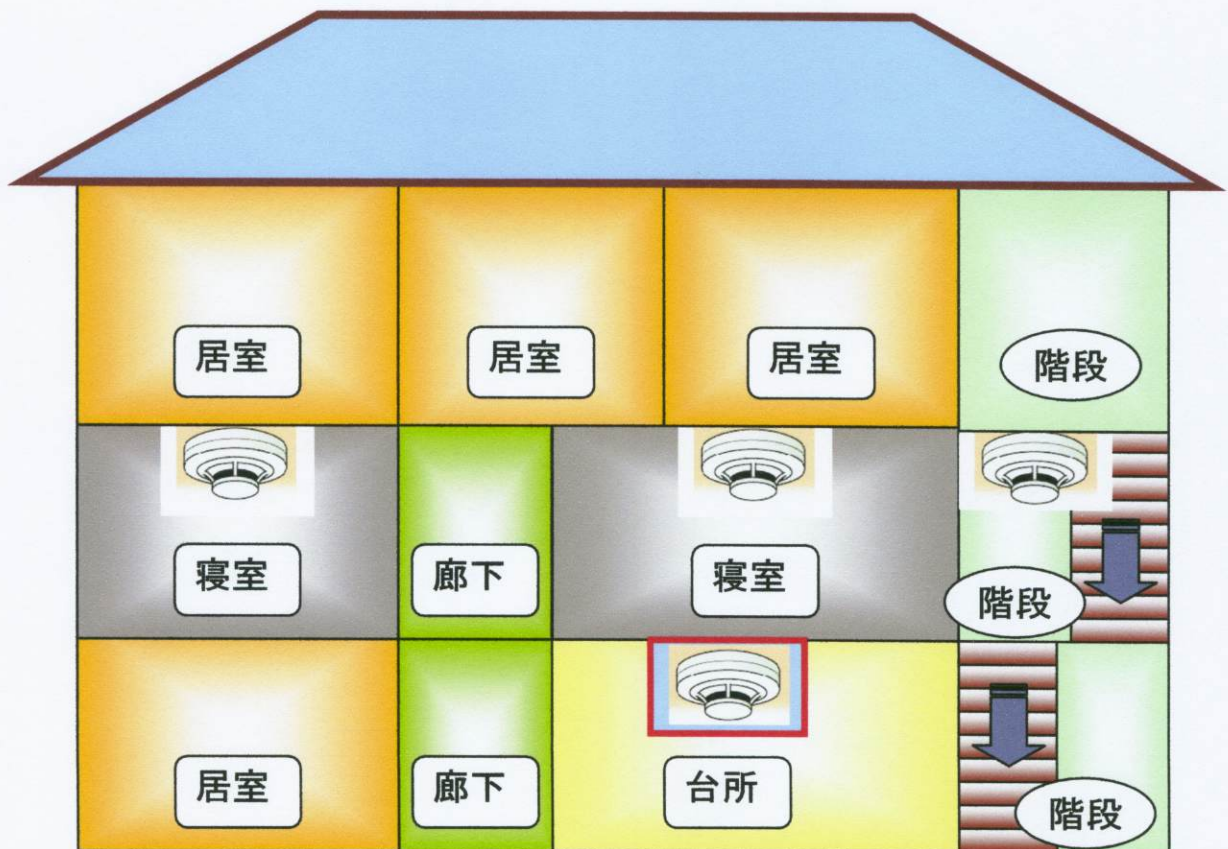
④ 2階建て設置例(1階が寝室)



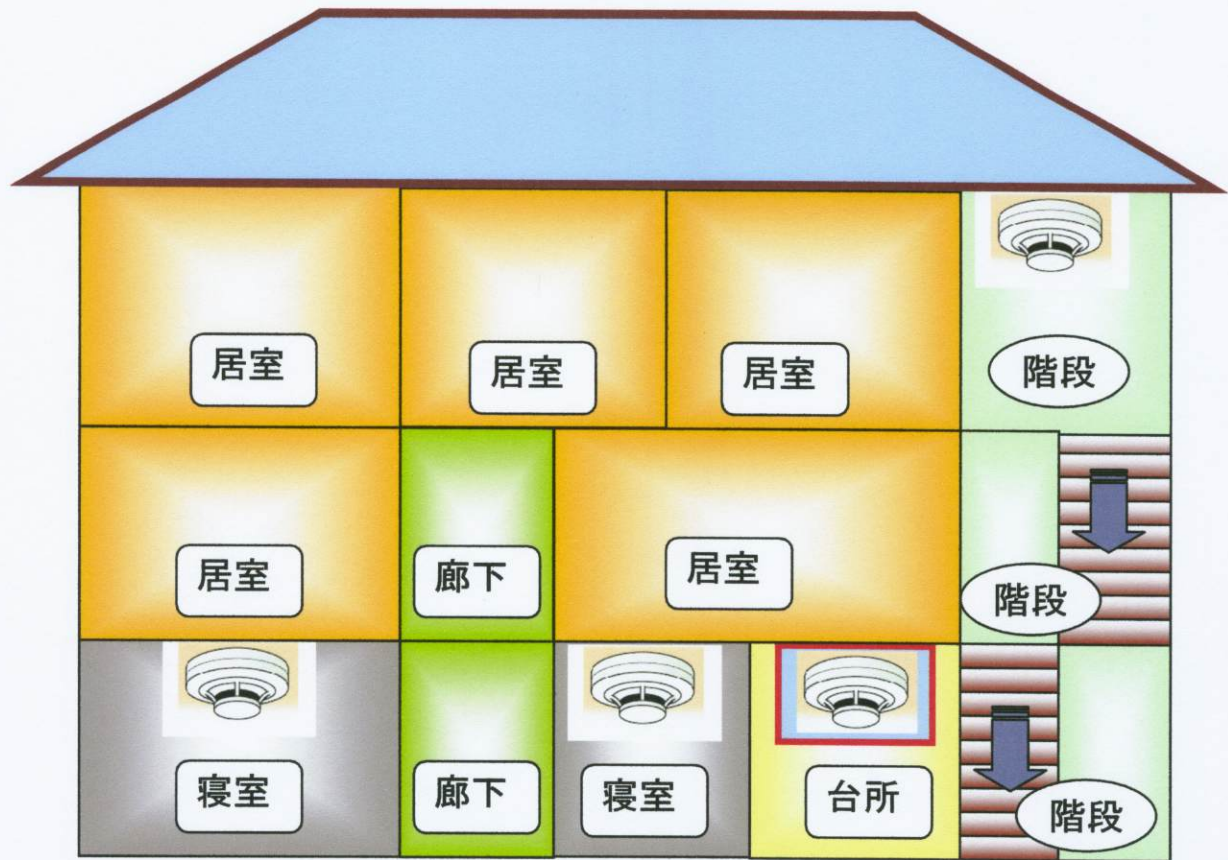
⑤ 3階建て設置例(3階のみが寝室)



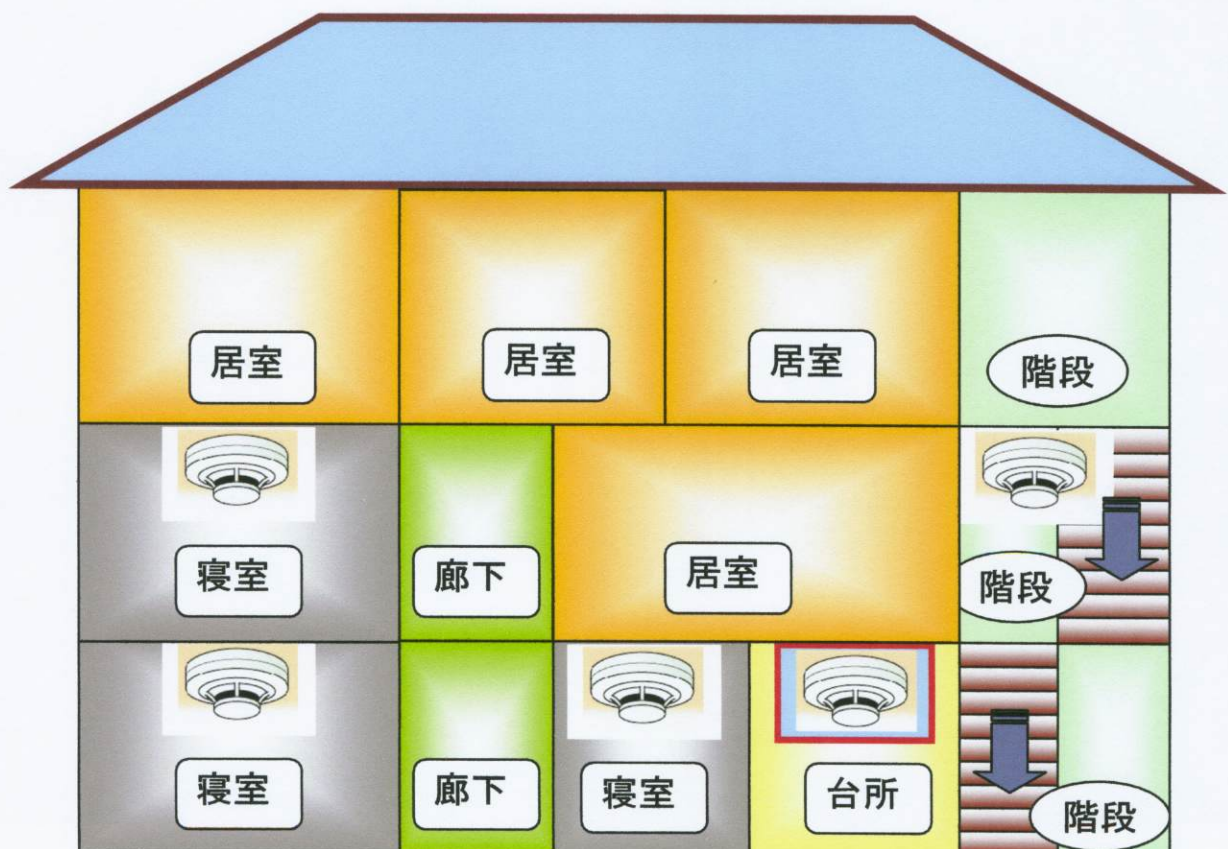
⑥ 3階建て設置例(2階のみが寝室)



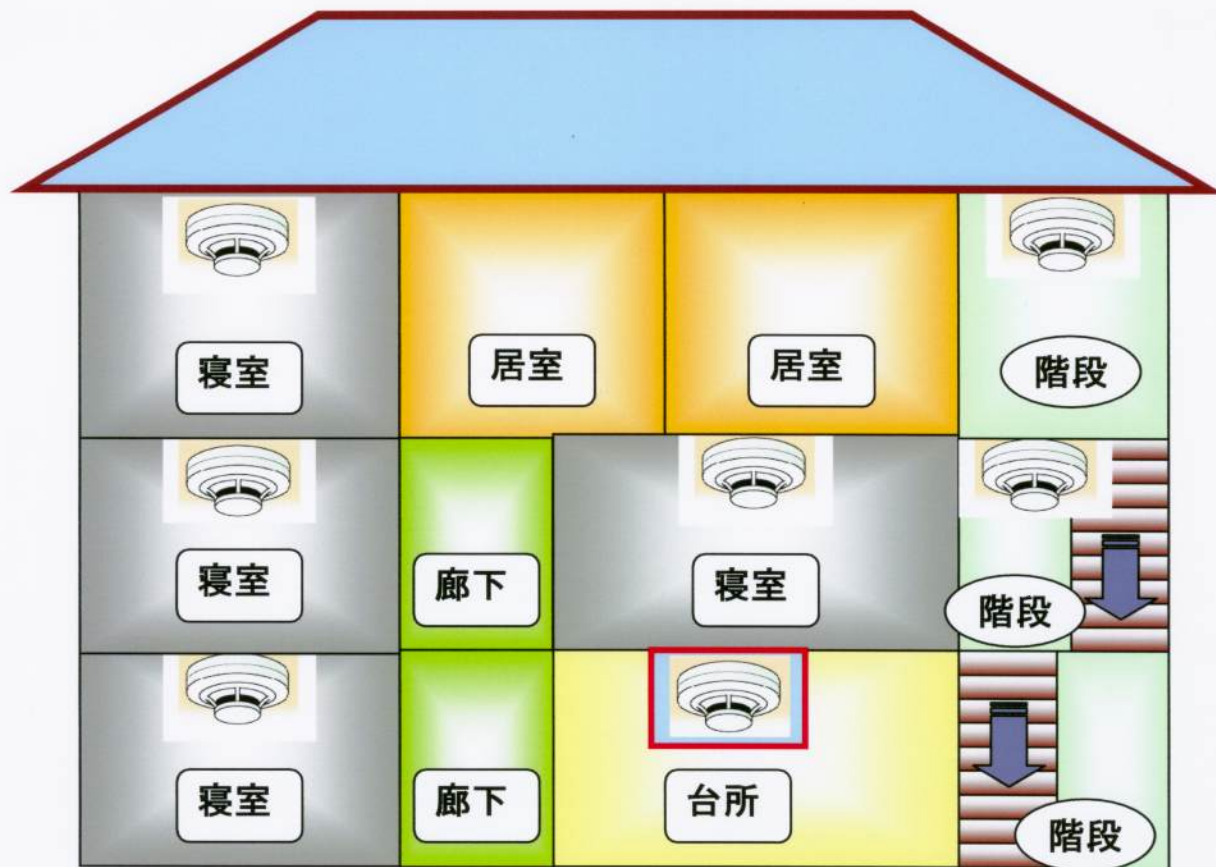
⑦ 3階建て設置例(1階のみが寝室)



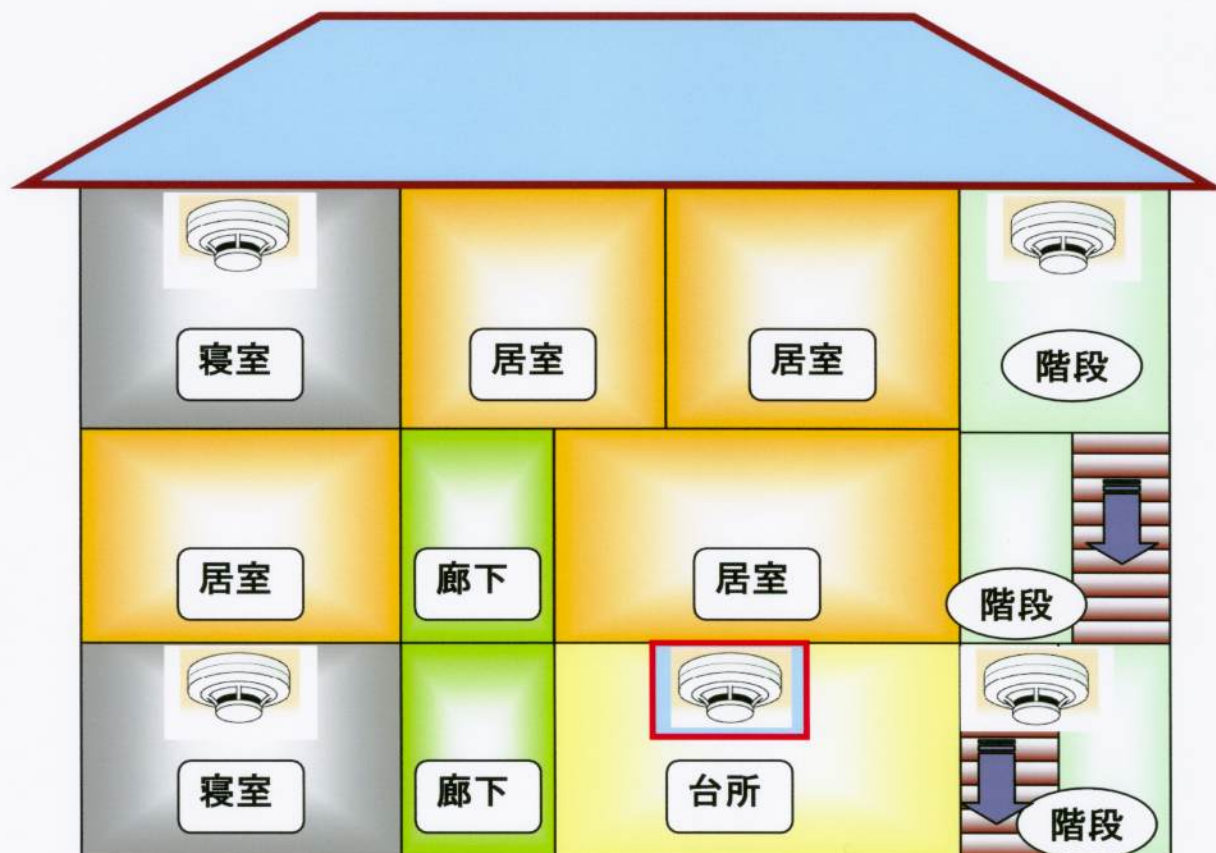
⑧ 3階建て設置例(1階、2階が寝室)



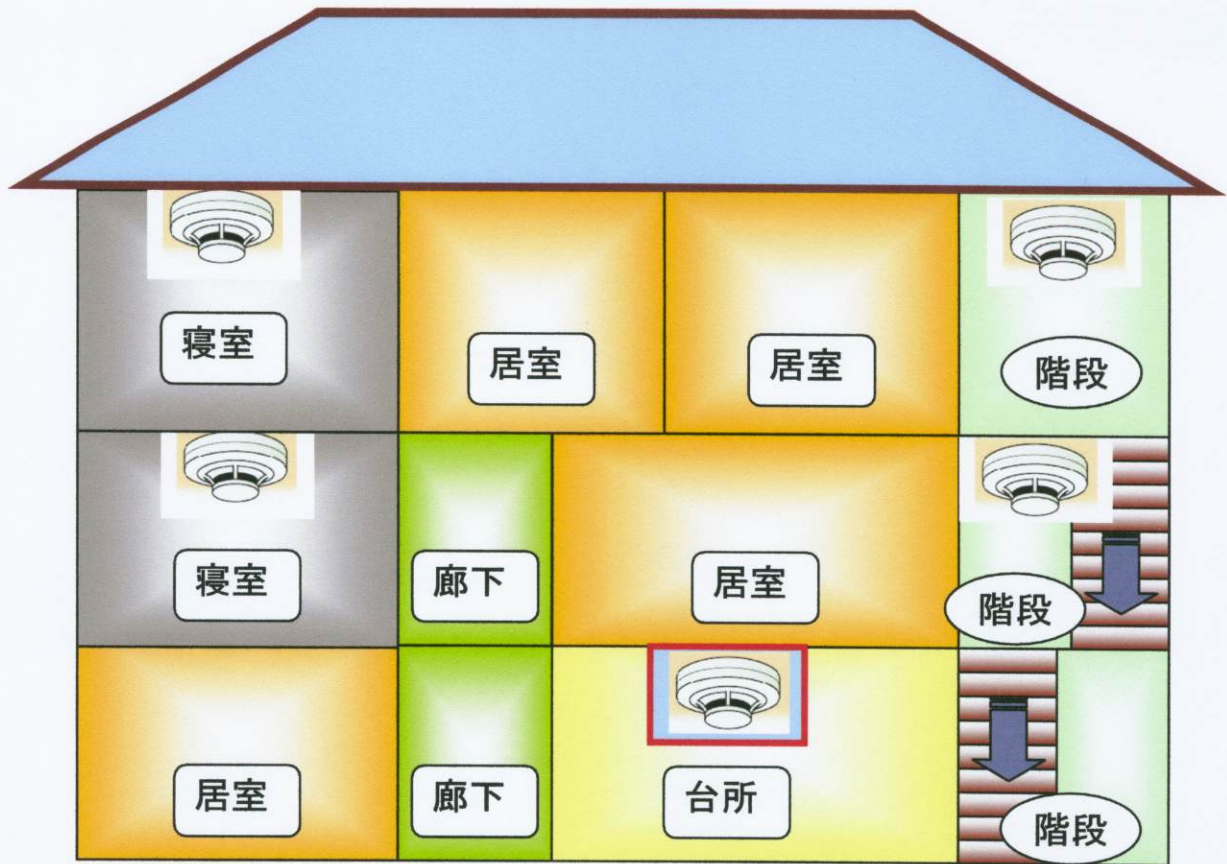
⑨ 3階建て設置例(1階、2階、3階が寝室)



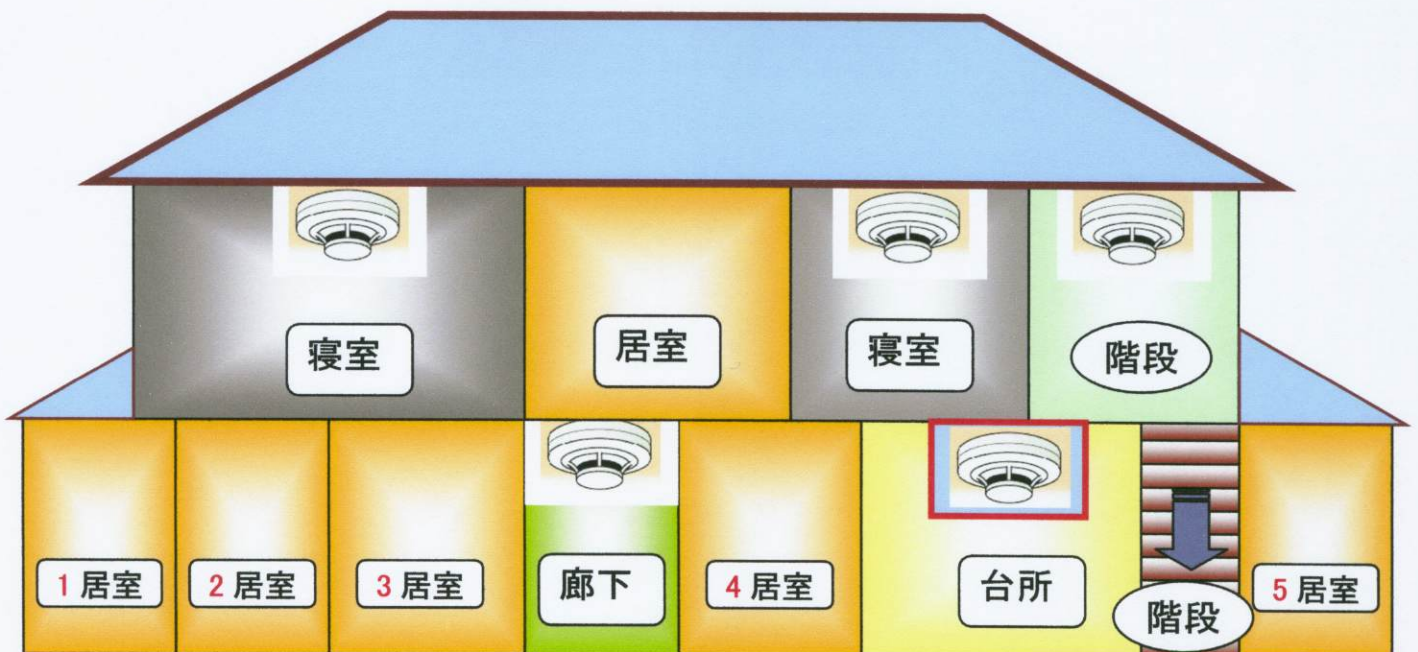
⑩ 3階建て設置例(1階、3階が寝室)



⑪ 3階建て設置例(2階、3階が寝室)

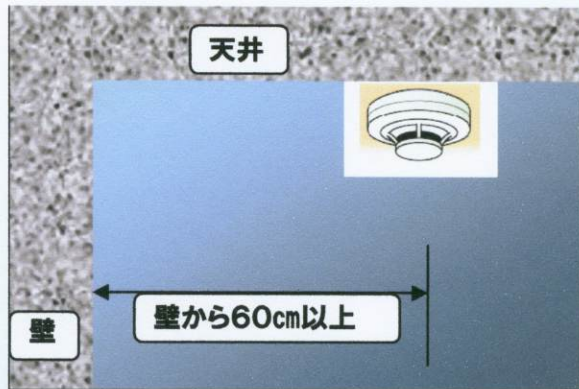


⑫ 1つの階で床面積が7㎡(約4畳半間に相当)以上の設置例
(居室が5室以上ある場合)・・・台所5室から除く



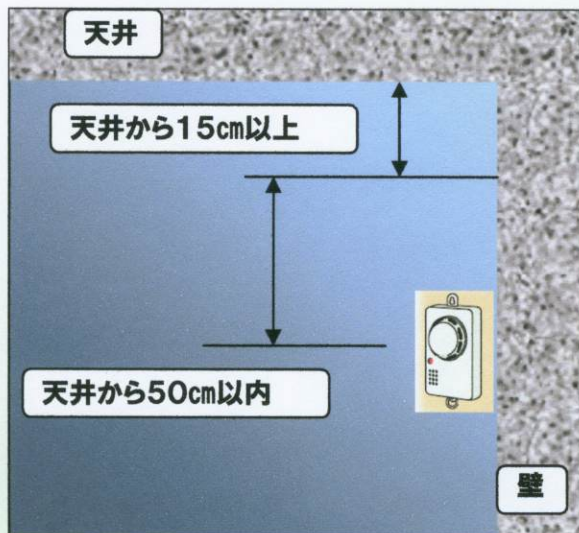
取り付け位置

① 設置する方法(天井に取り付ける場合)



天井に設置する場合は、住宅用火災警報器の中心を壁から 60 センチメートル以上離します。

② 設置する方法 (壁掛けタイプの場合)



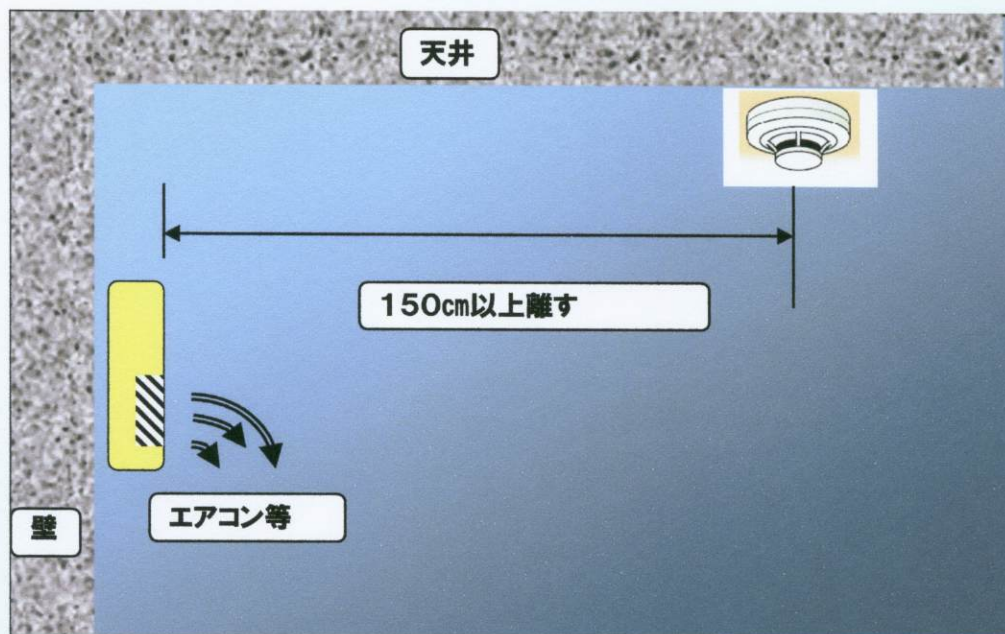
壁にかけて設置する場合は、天井から 15cm以上50cm以内の壁の位置に設置する。

③ 設置する方法 (はりがある場合)



天井に設置する場合は、住宅用火災警報器の中心をはりから 60 センチメートル以上離します。

④ 設置する方法（エアコンや換気扇がある場合）



付近にエアコン、換気扇等の空気の吹き出し口がある場合、吹き出し口から150センチメートル以上離れた位置に設置する。

どこで購入できますか？

住宅用火災警報器は、消防用設備取扱店やホームセンター、家電量販店などで購入できます。



また、感度やブザーの音量などが省令などの基準に合格したNSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)付きの住宅用火災警報器を購入の目安にしてください。

注意し
てください



- ① 電池交換が必要なものは、電圧低下の警報が出た際に、電池を交換する必要があります。
- ② 住宅用火災警報器の交換期限になったら、新しいものに交換してください。
- ③ 資格者による器具の設置及び点検の義務はありません。

※ 悪質な訪問販売等に十分
ご注意ください。

- ◎ 消防職員を装って販売する
(消防署では販売しません。)

お問合せは、消防本部予防課・各消防署まで

- 消防本部予防課/北部消防署
電話 055-272-1919(代)
- 中部消防署
電話 0556-62-5119
- 中部消防署南分署
電話 0556-66-2119